

5 地下水汚染の状況

1 目的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により策定された令和 6 年度地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

2 測定期間 : 令和 6 年 6 月～10 月 (概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)

3 測定内容等

(1) 測定地点 (表-1 参照)

概況調査を 8 地点の井戸 (ローリング方式による調査 : 3 地点、定点方式による調査 : 5 地点)、継続監視調査を 1 地点の井戸で実施し、そのうち汚染が確認された 1 地点の周辺井戸 1 地点について汚染範囲を確認するための追加調査 (汚染井戸周辺地区調査) を行いました。

(2) 測定項目 (表-2 参照)

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目 (環境基準項目) について、ローリング方式による概況調査では全 27 項目、定点方式による概況調査では最大 21 項目、汚染井戸周辺地区調査では 3 項目を測定しました。

また、ローリング方式による概況調査では、指針値の設定されている要監視項目全 25 項目についても併せて測定しました。

4 測定結果の概要

(1) 概況調査

① ローリング方式

3 地点で測定した結果、1 地点でひ素が環境基準超過しました。また、同地点では環境基準地内ではありますが、クロロエチレン及び 1, 2-ジクロロエチレンが検出され、これら 3 項目について汚染井戸となりました。

その他については環境基準及び指針値を下回りました。

② 定点方式

5 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を下回りました。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸となった井戸の半径 500m 以内の 1 地点で測定した結果、対象項目 (ひ素、クロロエチレン及び 1, 2-ジクロロエチレン) のすべて不検出となり汚染の原因を究明することはできませんでした。今回、汚染の判明した井戸については「汚染井戸継続監視地点」と位置づけ、経年的に監視することとします。

表－1 測定地点

調査区分		測定地点	測定項目
(1) 概況調査	① ローリング方式	小名浜住吉	環境基準項目（全 27 項目） 及び要監視項目（全 25 項目）
		遠野町大平	
		田人町南大平	
	② 定点方式	四倉町	環境基準項目（最大 21 項目）
		平赤井	
		遠野町上遠野	
		遠野町上遠野	
		添野町	
(2) 汚染井戸周辺地区調査	小名浜住吉	ひ素、クロロエチレン、 1, 2-ジクロロエチレン (全 3 項目)	

- (注) 1 概況調査（ローリング方式）とは、市内を約 10km 四方のメッシュに区分し、山間部を除いた各メッシュから 1 地点の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。
- 2 概況調査（定点方式）とは、有害物質を使用又は製造している工場・事業場等で汚染の可能性が高い、又は汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。（表－1 中の環境基準項目から対象事業場が使用しているものを選定して調査）
- 3 汚染井戸周辺地区調査とは、概況調査の結果等から新たに環境基準を超える汚染が確認された場合に、汚染範囲及び汚染原因の究明等を目的として実施する調査です。（表－2 中の環境基準項目から汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目を対象として調査）

表－2 測定項目

区 分	測定項目名
環境基準項目 (27 項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
要監視項目 (25 項目)	クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS 及び PFOA